

第四十回 参議院商工委員会會議録第六号

(1011)

昭和三十七年二月二十二日(木曜日)

午前十時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 武藤 常介君
理事 川上 為治君
中田 吉雄君
中田 寛君

委員

上原 正吉君
大泉 寛三君
吉武 恵市君
阿部 竹松君
岡 三郎君
近藤 信一君
橋 繁夫君
吉田 法晴君
田畑 金光君
佐藤 榮作君
通商産業大臣
政府委員
経済企画 菅 太郎君
通商産業 大川 光三君
政務次官 塚本 敏夫君
通商産業 官房長 今井 善衛君
通商産業 局長 今井 博君
通商産業 省 石炭局長 八谷 芳裕君
通商産業 省 山保安局長 山内 一郎君
建設省河川局長 斎藤 常勝君
建設省住宅局長

事務局側

常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

説明員

通商産業省組織 亀井 義次君
局組織輸出課長 自治省行政 岸 昌君
局行政課長

本日の会議に付した案件

○産炭地域振興事業団法案 (内閣送付、予備審査)

○産業貿易及び経済計画等に関する調査 (米国の綿製品輸入賦課金問題に関する件)

○委員(佐藤常介君) これより商工委員会を開会いたします。

本日は、産炭地域振興事業団法案について提案理由説明を聴取いたしました。このうち、米国の綿製品輸入賦課金問題、石炭問題、地盤沈下問題等について調査を行います。

なお、理事会におきまして、綿製品輸入賦課金問題について、本委員会において決議を行なうこと及び本件に関する決議案を委員全員の提案により本会議に提出することについて意見の一致を見たので、この際報告いたします。

それから、通産大臣は十一時二十分まで本委員会に出席することになっておりますので、あらかじめ御了承を願います。

○委員(佐藤常介君) それでは、産炭地域振興事業団法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。佐藤通商産業大臣

○國務大臣(佐藤常介君) 産炭地域振興事業団法案につきましては、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。エネルギー革命の進行に対応し、石炭産業は、炭価の千二百円引き下げ、五千五百万トンの出炭の維持という合理的な基本路線に沿ってその経済性を高めるため、スクラップ・アンド・ビルト政策を根幹とした合理化対策を推進しております。

このように石炭産業の合理化の過程において、炭価の終閉山、過剰雇用の縮小は不可避であり、これに伴う石炭関連産業の衰退、炭職者の発生及び滞留、石炭産業の放置等の事態が生じ、炭職者に生ずることは避けられないのであります。しかも従来産炭地域の経済は、石炭産業に対する依存度がきわめて高く、石炭産業とその盛衰をともにしてきたのであります。石炭の構造的不況のもとに及ぶ影響は、地域によりましてはまことに深刻なものがあります。

政府といたしましては、つとに炭職者に対するは、広域職業紹介、緊急失業対策事業等の一般失業対策のほか、雇用の転換、移住の促進、住宅の確保等のための特別の対策を講じて万全を期し、また鉱害問題につきましても、鉱害復旧事業の促進等により、被害者の保護と環境整備に努めております。

しかしながら、これら対策のみでは、消極的に産炭地域の社会的混乱を防止するにとどまり、積極的に産炭地域の安定的発展をはかることは困難であります。

日本経済の均衡ある成長を期するためには、地域的にも均衡のとれた成長をはかることが必要で、産炭地域経済の疲弊の深化は、経済成長の隘路となるおそれがあります。

このような見地から、撤収される石炭産業に代替する新たな鉱工業等を誘導することによって産炭地域の経済の水準の低下を防止し、さらにはこれをより高めていくことが肝要となつてくるのであります。先国会において成立をみた産炭地域振興臨時措置法の立法趣旨もこのような意図に出るものにほかなりません。

上述のごとく、産炭地域経済の著しい疲弊を防止し、さらにはその安定的発展をはかるためには、産炭地域において他の新たな鉱工業等を振興することが必要であり、工場用地等産業関連施設の整備、国税、地方税等の税制上の減免措置、あるいは企業資金の確保等の助成措置により、鉱工業等が進出しやすい環境を造出することが肝要であります。

税制面につきましても、産炭地域振興臨時措置法及びこれに関連する立法措置により若干の優遇措置が講ぜられることとなりましたが、施設の整備、資金の確保等につきましても、従来一般的な対策のほかには、特別の対策は十分でなかつたのであります。

企業誘致のための環境整備は、本来は地方公共団体の担当する分野が多いのであります。産炭地域の地方財政の現況にかんがみ、疲弊度の著しい産炭地域における鉱工業等の振興を緊急に、かつ、効果的に促進するためには、この際、国家資金を投入して重点的に環境整備の促進及び誘致企業に対する助成を行なうことが適切であると考える次第であります。

この法律案は、このような考え方をもととし、産炭地域振興策の推進機関として、特殊法人である産炭地域振興事業団を設立し、工業用地の造成、企業資金の貸付等の業務を重点的に行なわせることとし、その性格、組織及び業務に關して必要な規定を定めたものであります。

この法律案の内容の第一は、事業団の性格及び組織についてであります。事業団は、この法律に基づく特殊法人としての性格を有することとし、その役員として理事長、理事及び監事を置くこととしております。また事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこととしております。

第二点は、事業団の業務内容であります。

事業団の業務内容は、大別して次の二つであります。その一は、産炭地域の振興に必要な工業用地の造成及びこれと関連する工作物の建設並びにこれらの管理及び譲渡であり、その二は、同地域の振興に必要な鉱工業等を営む事業者に対する設備資金の貸付けであります。

なお、事業団は、工業用地の造成及び鉱工業等の振興に必要な調査に關して業務の委託を受けることができる旨を規定しております。

その他事務所の設置、名称の使用制限、業務方法書の認可、借入金等に関する、通常の事業団に關する法律案に盛り込まれる規定と同趣旨の規定をいたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上御賛同下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(武藤常介君) 本案の質疑は都合により後日に譲ります。

○委員長(武藤常介君) 次に、産業貿易及び経済計画等に關する調査を議題といたします。

まず、米国の綿製品輸入賦課金問題に關し調査を行ないます。

質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○中田吉雄君 綿製品の長期取りきめにかみまして、まず、その前に、佐藤大臣にお伺いしたいのですが、賦課金の構想につきまして、大統領が関税委員会に諮問いたしましたのが三十六年十一月二十一日である。ところがその前に、三十六年の十一月二日から四日まで箱根会談がございまして、特に対米貿易のアンバランスの是正、そして綿製品に対する長期取りきめ等について、新聞紙上で拝見しますと、だいぶ御努力していただいたようですが、ホッジス商務長官あるいはフリーマン商務長官もお見えだったようですが、箱根会談の後、箱根会談が十一月二日から四日まであって、帰っ

て、三十六年の十一月二十一日に箱根会談に來たフリーマン商務長官が大統領に相殺賦課金をかけるべきだという勧告をして、それを受けて今てんやわんやの大騒ぎになっているのですが、伝え聞くところによると、数千万の接待費を使つて、アメリカ側は来年度持ち回りにやつても、これほど経費をかけた会議はよう持たぬと言われるほどやつても、ジュネーブ会議におけるグロウス方式といひ、賦課金の構想といひ、箱根会談に對して、日本の非常な御努力されたことに對して、ほとんど反応がない。いわば食い逃げのような形ですが、特に佐藤大臣は、少なくとも日本が買入ものの八割程度は、八〇%程度は対米輸出ができるようにアンバランスを是正してもらいたい、すべきだといふようなことがあったのですが、その直後に賦課金の構想といひ、グロウス方式といひ、ほとんど日本側の主張に對して一顧も与へてないような点ですが、どういふふうな御所見でしょうか。

○國務大臣(佐藤作君) 一國の産業は、その國の政府が中心になつて立案推進していくことは當然でございまして、私もその意味で、日本産業の拡大また貿易の推進等について、政府としても責任を持つていただいま施策を推進してあげるわけにございまして。この観点はいづれの國においても同様だろうと思ひます。その立場に立つたときに、しばしば両者の主張が衝突することがございまして。ところで、ただいま箱根会談のお話が出ておりますが、繊維に對しての特殊事情というものが一つあるわけでありまして、繊維に關しては昨年の夏すでに短期の取りきめ

をいたしました。しばしばその際にも指摘いたしましたように、日本は繊維輸出に對して當方の自主規制で、そして貿易を続けていきたい。その間に第三國が非常に進展を來たして、せっかく日本が協力的な自主規制をやつたにかかわらず、第三國の進出が目まじしい。その第三國の進出の實際、その現状をデータにして將來の輸入を考へるといふことは、日本の場合は正直者がばかを見たといふことになるので、だからこれに對して特別な工夫をし、かういふことで繊維の短期取りきめに際しては、日米間だけで特別な取りきめをいたしまして、一応の処置がついたものであります。この処置がついたことについて、業界自身も不満とは申せ、一歩前進したといふことで明るい希望を持つたわけでありまして。同時にまたその後箱根会談が行なわれ、當方の主張も十分述べ、相當の理解を得た、かように私も考へたわけにございまして、その主たるものが繊維製品の貿易拡大といふような具体的な話はいたしておりませんが、いわゆる日米間の貿易拡大、ことにAIDの資金の使用等について、日本は日本としてこれに割り込む、これに参加が可能ではないか、こ

ういふような実は主張をして参つたのであります。少なくとも最終的な了解を得たとか、あるいは結論に達したとは思ひませんが、當方の本来の主張は十分述べることができた。また相手方の主張もその會議を通じて聞くことができた、それぞれの立場についての認識を双方が深めることができた、かように思ひ、これがいわゆる箱根会談としては一応の成功ではないかと実は申しておるわけでありまして。ただ今数千万円といふようなお話が出ておりますが、まあ数千といへば複數なら数千といふことになるのかと思ひますが、そう私は予算も多額のものを消費したとは思ひません。普通の状況の國際會議のように実は思ひます。これはしかし當方の關係でございせんから、それは幾ら使つたかは私は申し上げることはできませんが……。

○中田吉雄君 二、三千万円使つた。ましくなりませんが、その後の経過を見ますと、短期繊維品の取りきめ、その際に當然予想された今回のジュネーブの長期取りきめといふものがある。それから今御指摘のように、フリーマンが歸つた後に、直ちに賦課金問題が起つた。これは私もとすれば非常に意外に思つたのであります。しかし相手國のアメリカの法律事情等をよく調べてみますと、農事振興法ですが、その二十二条等によると、かういふことは可能な手続でございまして、また業界の一部の論議を待つた結果だろうと思ひます。ただいまそれも公聴會の段階にきておる。まだ結論は出てはおりません。しかし今回のジュネーブの會議を通じて、在來からの日本の主張、ことにアメリカに輸出する各國が賦課金問題に對しては共通の損害をこうむるといふ立場から、共同しての正当な主張をしたといふことで、長期取りきめについて一応私も十分ならがらも、ある程度主張を達し得た、かように実は考へておる次第でございまして。そこで、この長期取りきめに入り

ます前に、賦課金問題については強く私も反對の意を表明し、また各國ともほぼ同様の主張をいたしてあります。しかし、長期取りきめは長期取りきめとして、これをひとつ成案を得ようといふ努力をして、これができて、松村繊維局長も歸つてきたわけでありまして。もちろんまだ最終的にはこれを政府が了承したという案までにはなっておりません。

そこで、ただいま賦課金の公聴會の進行状況等から見て、賦課金問題がどんな結論が出るか、その結論の模様を見たと一応最終的態度をきめたい。かねてから主張してありますように、賦課金については絶対に反對、そういうものが課されるならば、長期取りきめといふものは意味をなさないと強い主張をいたしてあります。賦課金を課することにしても、向こうの國內法でできることにしても、日本としてはあらゆる機会をとらえてこの不當をなじる、その撤回方を要求する、かういふ態度を堅持いたしておるわけでありまして。そこで賦課金以外の問題については、AID等も、ハミルトンさんが來ていろいろ話をしたが、どうもAIDは進まないじゃないかといふ一部の危懼がございまして、パキスタンの肥料の入札については、その半分について日本も参加できる、これは正式に決定いたしましたのでございまして。そういう面から見ますと、順次、日本の實情な立場についても理解してくれのじゃないか、かように私は思ひます。だから全然効果がないわけではなないのでございまして。當然、冒頭に申しましたように、一國の産業はその國の政府が責任をもつて推進している。ここに、アメリカにはアメリカの主張があり、日本には日本の主張もあります。

理解もさることありますが、本来の主張がそれぞれの政府にあるのだ、これだけはお互いに間違いない認識する必要があるだろう、かように思っています。

○中田吉雄君 時間がありませんので、この問題をもう少し……、日米会談の結末や対米貿易については、時間のほうも十分あるときにやりたいと思いますが、このジュネーブの会議を通じてこういう外電が入っているのです。日本が強いことを言っているけれども、途中には、大局的な見地というよりなことから折れてくるのだ、伝統的な対米追随外交からそういう外電も流れて、はなはだ心外に思う。日本が自主規制をやっても、それは制限と認め、自主規制をやるのが日本の得だからやっているのだ、それは制限とはみなさぬ。ですから、この会議に行った日本の紡績協会の皆さんがもつとドライに、大局的見地というようにことではなしにやるべきだということを痛感したと言われているのですが、まあその問題は別にしまして、そういう点が私は非常に問題だと思つて、佐藤大臣は対米貿易を、輸出を輸入の八割くらいを出したい、こういう要請をされたやに伝えています、通商局長来ておられるのですが、一月から九月ごろまでに大体八億くらい、対米貿易の入超だと思つて、本年度は大体年率にすると対米輸出入はどいうふうになり、その中で綿製品、繊維製品はどうなっているか、その点、簡単にひとつ。

○政府委員(今井善衛君) 一月から十月までの輸出入の実績でございますが、ちょうど八億五千万ドルの入超になつております。輸入が十九億七千万ドル、輸出が十一億二千六百万ドル、八億五千万ドルの入超。年度を通じてのことはまだわかりませんが、四月からことしの三月ということになりますと、おそらくこの入超は幾らか減りまして、七億五千万ドルくらい入超になるのじゃないか、かように考えております。そのうちの綿製品の占める割合というのは今ちょっと資料を持ち合わせておりません。

○中田吉雄君 わからんですか、大体のところ。きょうは綿製品の問題をやるからと……。じゃ、あとでいいです。じゃ、あとで……。

それでは時間がありませんので、短期取りきめは、これは内容を検討しても、全面的に敗北といつてもいいほど日本外交の惨たんたるまあ結果になったと思つて、そこで今度は何とかして短期取りきめの不利を是正したいというふうなことで、この長期取りきめができたのですが、簡単に日本が持つて行った案と今度できた協定とのまあ比較ですね、たとえば三年の取りきめを持つて行ったのに五年になったとか、いろいろあるんですが、その主張がどの程度これに盛られ、そして大体これだけの程度対米あるいはEBC等に輸出が伸びるかというふうなことを、ひとつ簡単にお願いいたします。

○國務大臣(佐藤作) 事務当局から説明させますが、その前にひとつ申し上げておきたいのは、たゞいま非常にデリケートな段階になつております。で、おそらくいずれの国もが自国に有利な取りきめだということをお願いしております。アメリカはアメリカでアメリカに有利だというし、日本

は日本に有利だと申しております。それがどうもそのままだと出せない国内情勢にございます。その点も一応御了承をお願いしたいと思います。で、私も今考えておりますのは、いわゆるアメリカのグロウス・フォーミュラーというものはアメリカは引つ込めた。そこで新しい方式をとる。それから一年ごとにやはり少しづつふやしていくといいますが、五割づつ伸ばしていく。それで最初の年はこの伸ばす基礎になる数字のとり方がひとつ問題があるので、すけれどもその五割を伸ばす、翌年は一応がまんをしても、第二年度になれば必ず五割ふやす、こういうふうな取りきめがございます。この運用が将来一つ問題になると思つて、たいへん簡単な点を申し上げますが、私はそういうことで将来の拡大には役立つと、しかしこれはそのままだとやらないで、やっぱりふつかつていく必要がある。それからもう一つの点は、在米は繊維品全部についての再検討をして、一括処理の方法でございましたが、今度の協定ではいわゆる特にアメリカの産業に影響を与えておる品種についての今申すような再検討をする、こういうことになつておりますので、その点でもやや楽な気持ちじゃないか、かように思っています。大体そんなことでひとつ御了承いただきたいと思います。

○中田吉雄君 まあデリケートな事情にあるので了解しますが、ワシントンに電報を見ると、やっぱりアメリカは非常にこの協定に満足する意を表して……まあいろいろ賦課金の問題や互恵通商等の何もあると思うのですが、その中にはほとんど現状維持でいける、現状維持の線で押え得る、そして長期

取りきめの結果、輸出に対して商品別の輸出の自主規制をやる重要な点を取つた、こういう二点を盛んに米政府は強調して満足の意を表してワシントン電が新聞にたくさん出ています。これはまああけ引きもあると思うのですが、国内対策もあると思うのですが、グロウス方式なんかで一喝食らわされておつたので、それがなくなつたから非常に成功したように……そういうことにはならぬですか。実際ふえるのでしょうか。その点がまあ基準年度のとり方や、いろいろあると思うのですが、アメリカは大体五カ年間現水準に押え得るのじゃないか、こういうことを言つておるのですか、その点はどうか。

○國務大臣(佐藤作) これが一番双方の見通しとして国民に訴えておる点だと私は思いますが、今申しておる賦課金問題、これはまず除くことが第一でございます。その賦課金問題を有利にさすという場合には、今回の取りきめがアメリカ側に有利にできておるといふのは、アメリカ側としては当然宣伝したいことだろうし、私もはまた賦課金問題とデリケートなつながりがあるから、実は慎重に発表を差し控えておるわけでありまして。業界から行かれた人なども、実際の運用において、今回の取りきめならば、アメリカ業界と十分話することができ、当方の主張をその会合を通じて述べ得るということ、拡大の方向への自信は持つておるようでありまして。ことにその特殊な品種のものについての問題があり、その他のものについてのいわゆる自主規制という問題がまあ緩和されますというか、そういう形になつて

おるので、そこらに新しい品種も進出可能だろう、こういうところに期待を持つておるようでございます。これはまあ今の段階で、私もはいずれ明確に申し上げる時期がくると思つて、第一段はあらゆる方法で賦課金を課さないように、この方向にせむとも結論を出したいと思つて、そうしてそれから後の貿易の実態は今回の通商取りきめによりまして十分効果を上げ得ると、かように私は確信をしております。

○中田吉雄君 まあこのキー・カントリ制というふうな、主要国が調印するかしなにかによつてこれが発効するという条件のキー・カントリ制が採用されなんだ。ことに私はEBC等がこういう後半の段階に入つたり、国際市場が大きな再編成の時期に、三年という主張を五年の長期取りきめにしたというふうな点は、非常に問題じゃないかと思つて、どうです。

○國務大臣(佐藤作) 期間が長いということ、その間にいろいろ変わるだらうから、まずいじゃないか、これは一つのりっぱな見解かと思つて、しかし同時に、せっかく軌道に乗るものなら、そうしてただいま申す五割増加という、これを実施するということ、可能なら、いわゆるいざこざはあまり起こさないで、長期の見通しを立てることが産業には一つの安定感を与えるということになると思つて、これは利害得失はそれぞれあるので、私はそう、まずいと、この結論を出すほどのことではないように思つて、再検討するという条項も入つておりますが、大きな私は国際繊維市場の改革

の時期には、やはり日本が当初主張しておった三年のほうがいいのじゃないかと思ひます。まあその点は別にしまして、アメリカは、第三条が、市場擾乱のときの保護措置というものがとにかく非常にアメリカにとって有利なんだ、これが一方的にしかもやり得るような点で——この点どうですか、具体的に、第三条……。

○説明員(亀井義次君) それは第三条で、非輸入制限国のマーケット・ディスターパンスが起きたときにどういう工合にそれを制限するかという規定になっておるわけでございます。それでその場合にはまず、そういう市場攪乱を起こしている国に申し入れしたりして、具体的にデーターを出しまして、さらにそれをジュネーブの今度でございました綿製品委員会に付託しまして検討するということになっております。

○中田吉雄君　しかし話がつかぬときには一方的にやるでしょう。

○説明員（亀井森次君）　それでもなお話がつかぬときは、これは輸入国がやるということになっておりますけれども、委員会で議論するというところで一応検討されることになっております。

○中田吉雄君　時間がありませんので、この賦課金の構想というものは、この長期取りきめの根本精神、並びに第二条の第二項ですか、やはりこれは違反じゃないかと思うのですが、その点どうでしょう。

○國務大臣(佐藤樂作君) 賦課金の問題は、ガットの考え方から申しますと、これはどうも精神的にはともてるものだと、こういうふうに私は思います。だから、私どもがガットなりその他の会議を通じて主張するということと

ろは、そこにあるわけでございます。

ただ、相手国の国内法にこういう場合には可能だということがあるわけです。これちょっと、時間がないのによけいなことを申して恐縮でございますが、この前のアイゼンハワー時代にもすでにそういう話をしたことがあるのです。私大蔵大臣を当時いたしましたおりに、アメリカから参りました

商移長官が、どうも脚證金を罰せられたら、
 ればならぬように思う、どうだろう、
 こういう話なんです。そのときに、ま
 こくに巧妙な話をしておりますので、
 それをひとつエピソードとしてお聞き
 取りいただきたいと思うのですが、そ
 の言っておるのは、佐藤君はナイヤガ
 ラの流を知っているか、あの川の左岸
 はカナダだ、右岸はアメリカだ、その
 カナダ領であれば同じ米絹が安く入手
 できる。八・五セントですか、なんか

格がどのような結果を生じているのじや

ないか。そういうことの埋め合わせを
外国に要求することは、本来の筋が滑
うじゃないかと言ったら、すっかりち
わてまして、なるほど君の言うことも
もっともだから、まだきまつていろな
けじゃない。それじゃきまつていろな
けじゃなければと、こういうことを
言つて、絶対に反対だということな

言つてよく詔をしてくれといふこと
を実は申し問があるのでありま
す。その長い間の農業とそれから生
業とのこれは一つの国内の争ひが
出ているわけなんです。その農業
保護の結果が繊維業者に非常に
不利にそれが現れているというの
が現状だと思ひます。だから、こ
れはもうどこまでも我々の国内の
問題として処理さるべきでないか
。だから本来そういうことは私ども
が反対するのはこれは当然であら
う。

よるに、長期取りきめの第二条の二項

ですか、これに明らかに背反するし、そしてまたアメリカに輸出する綿製品は、アメリカの綿ばかり使ったものではない。朝鮮、エジプト綿を混紡したり、なかなかその点、一体何%アメリカ以外の綿花がまざっているかといふようなことで、非常に問題があると田うのです。が、そういう点、もし賦課

伺ひして、私の質問をやめたいと思ひ

○政府委員(今井實衛君) 賦課金がせられた場合の綿製品に及ぼす影響つきまして簡単に申しますと、大体在綿花に対する向こうの補助金は、ポンド、八・五セントということでございます。これは逆にその綿製品輸出する場合の関税に換算いたしますと、約一割ということになります。

在の関税は平均いたしまして二割五
でございますので、その上に一割加
される。つまり現行関税の四割一
税が現行関税の二五％が三五％にな
わけですか、四割関税が増加される
いうことになりまして、これに対す
輸出の影響は、業界筋では大体六割
度減るんじゃないか、かように言っ
たります。私もともそこまで減るか
うか、それは確信はございませんが
非計に大きな影響がある、おそれな

それからもう一つ農事調整法二十条のウエーバーの件でございますがこれは先ほど御指摘がございましたように、農産物その他類似のものといふことになっておりました、したがうして、アメリカが確か一九五七年ガットでウエーバーを取りましたに、アメリカのほうは、それによる工品である綿製品も含むというふう解釈しておりますけれども、これ私、日本としてはもちろんそういう工品は含まないし、ほかの各国の解もみんな日本に加担しておりますたがいます、法律手続からいいますても、アメリカのそれはウエーバー

は当然含まれないし、それをやるとすれば、ガットでもって新たにウニーパーを取るか、何かの手續を要すべきものだ、かように考へております。

○委員長(武藤常介君) ちよっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(武藤常介君) 速記を起し

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいまの賦課金の問題は、もしかけるといふことになれば、日本の繊維産業並びにそれに関連する産業にたいへんな影響を持つ重大な問題でございます。したがって、問題が起つて以来、政府といたしましては、これが対策にあらゆる努力を払って参りました。また同時にこれと取り組む決意のほどは、もう今日まで数回に及んでこれを表明いたしております。今後この成り行きを、もちろんなお努力を続けながら、見守つておる状況でございます。ただいま申し上げるに、私どもの決意が定まつておりますから、その点ひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○田畑金光君 若干私も質問したいんですが、この長期協定というのは国会の承認を経る必要なくして、政府の署名だけで、これはガットの事務局に委託するのですかどうですか知りませんが、行政府の署名だけで効力が発生するものであるのかどうか、まずそれをひとつ明らかにしてもらいたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいまの国会の承認を経る必要がありやいなやという点は、やや私もまだいまいち慎重な検討をいたしております。右だとか左だとかいう結論が出ておりません。いづれ結論を出しました上で、国

会にかけるといふ必要があれば、こういうことになるだろうかと思ひます。まだ結論が出ておりません。

○田畑金光君 それから中田委員から質問のございました点について、大臣の御答弁は率直そのものずばりと答えておられませんが、もう一度念のためにお尋ねいたしますが、もし今後の事態の推移によつて、関税委員会が賦課金を課することが妥当であるという勧告を大統領に出した、それをかりに大統領がその勧告をいれた、こういう事態が発生したとするならば、この長期協定に対して政府は拒否するのがあるいはそれでもなおかつ長期協定に署名してこれをいれるのかどうか、この点をひとつ明確にしておきたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま中田委員にお答えしたとおりでございますが、ことに私が付言して申し上げておきたいのは、長期取りきめをいたします際に、冒頭の会議におきまして、当方の主張を明確にいたしておりました。この点を再確認願へればそのとおりでけっこうでございます。

○田畑金光君 明確にすでに冒頭でしておられるというわけですが、それはいろいろ回りくどいお話ではちよっと理解、ぴんときませんので、もしそのような事態が、かりに賦課金を課するような事態が発生した場合には、この長期取りきめには日本は調印しないのかどうか、そのことをそのものずばりと答えていただきたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいまの情勢のもとにおきましては、そのものずばり調印はいたしません。

○田畑金光君 政府の決意はよくわかりましたが、さらにそれに関連してお尋ねしたいことは、この間の公聴会の折に、日本紡績協会の原会長からドフーマン委員長あてに書簡が出されてゐるわけですが、この書簡を見ますと、「もし賦課金を課するといふようなことがあるならば、米綿の輸入についても日本は考えなければならぬ。今後の綿花の輸入については、中東とかアフリカ、中南米諸国あるいはソ連、中共との接近も考えなければならぬ。」、こういうことが書簡の中に載つておりますが、このような報復措置について当然これは業界が自己防衛のためにやむを得ずしてやらなければならぬ手段措置かと考えますが、こういう点について通産大臣としても御賛成であらうかと考えますが、この点についてひとつ御見解を承つておきたいと考えております。

○國務大臣(佐藤榮作君) たいへん簡単に御答へするので誤解があると思ひますが、これは業界におきましては、現にそういう意向をはっきり述べる方もありまされども、原委員長のこれは書簡でございます。これは明らかにそういう意向というのか、そういう考えを持つてゐる、かように御認識をいたしたいと思ひます。政府自身がこういう事柄にタッチする実態はただいまの段階ではございませんので、これが輸入の実際の問題はこれは消費者である業界の自由選択でけっこうだと、かように思つております。

○委員長(武藤常介君) ちよっと速記をとめて。

○委員長(武藤常介君) 速記を始め

田畑君簡単に。

○田畑金光君 簡単に言つてゐるつもりです。

それではこの点は、もっと詳細に別の機会に大臣にも質問したいと思つておりますが、ただ最後に一点だけお尋ねしておきたいことは、松村繊維局長がこの間帰つてこられました、通産省の省議で、報告されたいというのが新聞記事でわれわれは拝見いたしました。長期協定ができたといふことで、アメリカの世論も相当やわらいできておる、そうしてこれが関税委員会の調査等にも相当影響を与えて賦課金を課する可能性といふものが八分、二分の状況になつたと思ふ。こういう非常に樂觀的な報告がなされておるわけですが、ところが昨日私は日本経済新聞に出ております田和紡績協会専務理事の談話の記事を見ますと、「公聴会はいくまで宣傳の場であり、結果そのものではな

い。米国の新聞がわれわれの主張を率直に報道し、日本の言ひ分も無理がないという印象を一般に与えてくれた」といふ一応成功と判断できるが、だからといって、賦課金はもう実現しないなど自分勝手に受け取ることは早計といわなければならぬ。この田和さんの談話をみますと、あくまでもこれは米国の政治的な判断に問題がからんでくるといふことを指摘しておるわけでありまして、一方は、非常に樂觀的で、もうこれは賦課金が課せられないであらうといふようなことを言つておられますし、一方は、非常に慎重にかまえてゐる。こういうようなことは、特に業界に対して指導の立場にあり、あ

るいは外交ルートを通じ対米外交を通じて、こういう問題については、もっと自主的に強力に推進しなければならぬ政府内部におきまして、こういう樂觀的な意見を放送するといふことは、私はまさに時期尚早である、かえつてこういうようなことが事を仕損ずる結果になりはしないか、こういうことをお尋ねするわけですが、通産大臣はどうお考えになっておるか、やはりこういう樂觀的な見通しであるかどうか、明確にしたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 通産省といつたしましては、また政府といつたしましても、まことに慎重でございます。だからただいまの松村繊維局長のお話は新聞にどういふ考へで出たか私どもはわかりませんが、これは個人的にそれだけの感覚を持つてそれを、どういふ言ひことはできないと思ひます。ただそれが個人の感覚としてお聞き流しをいたしたい。政府並びに通産省といつたしましては、慎重でございます。

○川上治君 この綿製品賦課金問題は非常に重大な問題でございます。私どもとしましては非常な関心を持つておるわけでございますが、この際、米政府の反省を強く要望するといふ意味合いにおきまして、この委員会におきまして決議をしていただきたいと思ひます。

案文を朗読いたします。

米国の綿製品輸入賦課金問題に關する決議案

現在米関税委員会問題とされている綿製品輸入賦課金については、同国が貿易の自由化を強く提唱推進している建前からして、すこぶる遺憾とするところである。もしこ

それが実現すれば、わが国の対米綿製品輸出に重大なる影響を与え、関連産業とこれに従事する多数労働者に大なる不安と動揺をもたらす、日米親善関係にも悪影響を及ぼすことになり兼ねない。

よって政府は、すみやかに米國政府に対し、わが国の実情を深く認識し、かつ対米貿易が常にわが方の著しき入超であることを考慮の上、賦課金課徴の方針を直ちにとりやめ、日米貿易の均衡ある発展拡大を図るよう、強力に要請すべきである。

右決議する。

もう趣旨につきましては先ほど来、いろいろ話ございましたので申し上げませんが、何とぞひとつ御賛成のほどをお願いいたします。

○委員長(武藤常介君)、別に御発言もなければこれより採決をいたします。本決議案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(武藤常介君) 全会一致と認めます。よって米國綿製品輸入賦課金問題に関する決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し通産大臣から発言があります。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま米國の綿製品輸入賦課金に関する決議といたしますが、排除の決議がございまして、満場一致で決議を見たのでございます。政府といたしましては、この問題は、わが国の繊維産業並びにこれに関連する産業、またこれに従う人たちにたいへんな重大な影響を与える問題だとかように思ひまして、問題が起こ

りまして以来、あらゆる機会をとらえてこれが撤廃、排除について努力を続けて参っております。今日また本委員会におきましてその決議を見ましたので、政府は、皆様方の御鞭撻によりましてさらに最善の努力をいたしまして、ただいまの決議の趣旨は、これを具現するようにさらに努力を続けることを申し上げまして、政府の所見を明らかにいたしておきます。ありがとうございます。

○委員長(武藤常介君) 本件の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(武藤常介君) 次に、地盤沈下問題に関し調査を行ないます。疑質の通告がありますので、これを許します。椿君。

○椿繁夫君 大臣お急ぎのようでございますから、地盤沈下の防止対策について簡単に御尋ねをいたします。

第二室戸台風の災害が昨年ございまして、災害対策国会の際にも政府にしばしば所見を求め、また私どもの考えも申し上げて参りました。で、第二室戸による災害が激甚になりました原因が著しい地盤の沈下にあった、この地盤の沈下防止対策が完璧であれば、昨年の大阪市のときあのような災害を見ないで済んだということはもう明らかになっておるのであります。当時佐藤大臣からも、このような災害を二度と繰り返さないためにトロイカ方式による対策が必要である、その第一は防潮堤のかさ上げである。その第二は地盤沈下の原因を除去することである、すなわち地下水の採取規制を強化することである。で、いま一つは工業用水道を普及し、早期に計画を完成するこ

とである。この三本建てのトロイカ方式をもって災害の防止に当たらなければならぬという御答弁をいただきました。この通常国会でのこれが対策としては期待をいたしておいたのであります。ところが、最近建設省において建築物用地下水の採取の規則に関する法律案というのを準備されつつあるようにございまして、大阪の実情を申し上げますと、夏のくみ上げの一番はなはだしいときは、月大体千二百万トンくらい地下水を建築物と工業用水にくみ上げをいたしております。三十五年の年間は一億三百万トンを実はこえておるのであります。そのうち七六%が工業用水であります。それから建築物の冷房用のためにくみ上げをいたしますものが二四%と、こういうふうになっておるのであります。で今後政府で考へておられます建築物の地下水のくみ上げのほう、すなわち二四%だけのほうに別の法案が用意されて、七六%という非常に大量の工業用その他のくみ上げ規制についてまだ努力がなされてないようであります。これは非常に遺憾なことでございます。

そこで、まあ工業用水法というのがあるんですが、これは大臣も御承知のとおり地盤沈下対策がおもな法案ではございませんで、工業用水の保全をはかり、そうして産業の健全な発達に寄与するというのが主目的になっておる。かたがたまあ地盤沈下の問題について触れられてはおりますけれども、この政府の御方針としてそういう大量の地下水くみ上げが工業用水にあるというところがもう明らかになっておりますから、まだ建設省のほうでも提案されておられませんし、立案の過程において

工業用水法の改正をも含めて検討をいたしました御用意がございしますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 地盤沈下地帯に対する工業用水の確保、これはもうたまたま椿さんが御指摘になりましたような三つの方針を進めていくと、こういうことをやっております。しこらうしてただいま御指摘になりますように、まあ順次工業用水がでけると、いわゆる工業用水道ができる、こういうことになるれば、在来の工業用水、地下水も順次それにかわつたらどうかと、新しいものももちろん工業用水道を利用することになります。ところが、今使っておりますものについてもそういう方向へ移つていくことを考えたかどうか。もちろんただいまのところでは水道とそれから地下水くみ上げでは価格の点違ひがございしますから、今のままに放任しておけば、許されておる地域の工業用水のくみ上げ、これが続いて参るで

あります。そうすることが地盤沈下に影響を来たすということで、それに制限を加えるということが望ましいかどうか、これはもう少し検討を要するんじゃないかと実は思ふんです。で本筋から申せばもう地下水をくみ上げることとは地盤沈下を来たすんだから、工業用水道ができたら今使っておるものでもそちらへ移るよう、行政指導あるいは法律で禁止して、そちらへ全部移せよということも一つの考え方だと思ひます。あるいはまたそこまで行かなくとも、あるいはくみ取りの深度をどのくらいにするか、あるいはくみ上げのパイプの大きさでいわゆる地盤沈下を来たさないで済むような処理もあるんじゃないか、こういうようなことも研究の題目になっておると思ひま

す。で今日明確にいたしておきたいことは、在来の通産省の考え方から申せば既得権者は既得権者として権利が確保される、擁護される、そういうことが望ましいんじゃないかということ。で今日までの経緯として参っております。しかし今回の地盤沈下対策等を考へてみると、在来の通産省の既得権者だからというだけでそれを保護することはややむづかしい状態になってきているんじゃないか、もう一度通産省も地盤沈下と真剣に取り組む、しかも産業に影響を与えない工夫をもう一度する必要があるだろう、かように思ひます。きょう椿さんからそういう意味のお尋ねをいただきましたので、あるいは私の答へることがやや的がはずれておるかも知れませんが、通産省といたしましては在来の方針を一本再検討さすように私事務当局に命じてみた、かように思ひます。

○委員長(武藤常介君) 速記をとめて。

○委員長(武藤常介君) 速記を起し。

○椿繁夫君 研究をいたしたくのはけっこうなんですけれども、工業用水法によりまして、これは三十一年度ですか、立法をいたしたのですが、その後明らかになりましたことは、ポンプの口径とか、あるいは井戸の深さとかというふうなもので基準を定めて規制をすれば、沈下には影響はなからうということを進められてきたのであります。が、その後深層沈下という事態が明らかになってきた、しかも年々データがちゃんと出てきておるんです。一方大阪府市におきましては沈下総合対策協

るわけですが、かたがた工業用水法とは目的の違った、用途のいかんを問わないうで市で条例を作ろうという動きがございます。それが工業用水法の改正のほうに手がつけられなくて一方で建設省のほうでお考えになっておる法案が提案されるということになりますと、市のほうの条例が作れないというようなことにも相なるわけでございまして、私どもが市で条例を作らせる前に工業用水法の再検討と、そうして建物用地下水採取の規制に関する法律案等、一本にして一つお考えをいただくように国の意思を定めていただければ一番幸いだと、こう思っているんですが、重ねて一つ大臣の所見を求めます。

○政府委員（斎藤常勝君）　ただいまの

お話しのないゆる地盤沈下のための建築物用の用水を規制するという問題でございますが、これは今お話がございましたように、前の災害国会におきましても御指摘があったわけでございます。そこで私どもとしましては、まず全体として調整するということが必要だと思えますけれども、その後地盤沈下、下対策審議会の御答申がありまして、そこにおいて工業用水と建築物用の用水とその規制につきましてそれぞれ分けて答申がしてあるわけでございます。その答申の趣旨に従いまして、建築物用の用水につきましては早急に規制措置をすべきであるという答申もございましたので、その線に沿いまして、現在の時点においては、まずプランクになっております建築物用の用水につきまして規制の立法をすべきであらうとい

○椿繁夫君 審議会の答申があること

か。——この問題につきまして、今建

の地下水くみ上げを規制しろという御

○政府委員（斎藤常勝君）その点につ

るのでありますが、今建設省からお話

やや緩慢のそしりを免れない立法ぶり

○椿繁夫君　そういたしますと、これ

たいと思うのでございますが、その間

「わんやもう少し進んだ
思いますし、」

ビル用水体系が出て参ります以上は、それとあわせて再検討の時期だと私もは考えております。でありますから、この両者をよく勘案いたしまして、均衡がとれ平仄が合いますように、経済企画庁としては調整をいたすつもりでございます。ただ、目下のところ率直に申しまして、建設省のこの御立案の進行度合いは、今法制局とのお打ち合わせの最中でございます。正式に閣内省との打ち合わせをいたした段階でもございませんが、これはできるだけ促進いたしまして、なるべく早く協議段階に持ち込みたいと思ひますし、あわせて今申しました地方の当局の御意見を十分くみまして、この条例制定の準備などとの動きとマッチするように慎重を期して参りたい、こういうふうな考えでいる次第でございます。

○樺繁夫君 重ねてお尋ねいたしますが、ただいま建設省では法制局とのお打ち合わせ中、まだ各省間の話し合いをする段階は今後に残っている、そのときに大阪市等で準備をいたしつつあります条例の内容等も考慮の中に入れて、そうして経企庁としては調整をはかった上で今国会に出すように努力したい、こういうことでございますか。

○政府委員 菅太郎君 仰せのとおり、条例制定の動きがございましたら十分連絡をとって参りたい、全体の速度はできるだけ促進するように努力いたしたいと考えております。

○樺繁夫君 自治省からも、工業用水法が現にございますが、これは、ここに書いてありますように、「この法律は、特定の地域について、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地

下水の水源の保全を図り」、これがもう主目的なんです。それで、しまいのほうにきて、あわせて地盤沈下の問題がちょっと列記されている。そこで、大阪府は政府のほうに何回かこういう要望をしているのだけれども、建設省のほうには建物、通産省のほうには工業用水ということでなかなか踏み切れそうにない。いろいろ学者の意見なども聞いた上で、これは条例制定に踏み切る以外にない、公共の福祉を確保するといふ意味でこの条例制定をやらなければならぬ、またやれるものだ、こういう考えを持っています。が、自治省としても条例は設定できるものと、こういうふうにお考えになりますか。

○説明員(岩田君) ただいまの点でございますが、大阪市からは昨年の秋以来引き続き御相談を受けておりまして、私どものほうでもいろいろ研究をいたしているわけでございます。工業用水法並びに工業用水法の改正なり、ただいまのビル用水の規制の法律がでますことが、私どももいたしまして一番望ましいことである、こういう見解は持っているわけでございます。が、それが早急に現実の要請に間に合わないといふことでございまして、これは憲法によって与えられた地方公共団体の条例制定権というものを行使いたしまして、それによって地域住民の福祉をはかるということもまたやむを得ないことじゃないかと考えております。ただいまの工業用水法との関連におきまして、条例の制定が可能であるかどうかという点につきましては、法律論といたしましては、私どもは可能である、こういうふうな考

えていくわけでございます。○樺繁夫君 自治省のほうから、条例制定権の範囲に属するものであつて、現行の工業用水法からいくと、地盤沈下を防止するために、地下水の過度の汲み上げを用途のいかんを問はず、強力規制を行なうことのできる条例の設定はできると解する、という自治省のお考えですか。これは建設省も経済企画庁と同様にお考えになりますか。

○政府委員(菅太郎君) 中央の立法と条例との関係になります。根本的に中央立法で制限をしております。範囲の権利義務の拘束まで、条例でやるといふかどうかという問題については、同じ事項につきまして、ちょっと私からも答えかねますので、法制局その他の正確な御意見を徴したほうがいいかと存じます。自治省のおっしゃいますのは、地盤沈下全般を目的とする体制がない、工業用水の部分的、従属的規制を、法律がある場合には、それと違つた分野で全般的な地盤沈下のための条例ならば可能ではないか、というふうな事項が出ておるのではないかと、いう御見解のようでございます。そこらにつきましても、一べん法制局の意見も確かめたほうがいいのではないかと、思うのであります。私どものほうでは、あまりはっきりしたお答えをしかねるのでございます。

○樺繁夫君 これは政務次官、私も実は権威あるあなた方にひとつ伺つておきたいと思つていたので、工業用水法の主目的は、やっぱりここに書いてありますように、「工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もつてその地域における工業の健全な発達に寄与し、

とこれが主目的なんです、だから大阪府が、とにかく用途のいかんを問はず、条例を作る場合に、この法律と全然目的の違う条例であれば、これは合憲である、私は思つておるのです。ところが、かりに建設省のほうでたいたいまお考えになっておられます。これは案です。から、こういうふうにきまつたのかどうか知りませんが、この法律は、特定の地域内において建築物用地下水の採取について、地盤沈下防止のため必要な規制を行なうことにより、というふうな大上段にふりかぶつた法律が母法となりますれば、この法律をこえた以上の強い規制を行なう条例を作るとは適法でない、合憲でない、私は解するがゆゑに、だから大阪府がどういふ条例を作ろうとしておるのかというところなどを十分聞き取りの上、この建設省で御準備中の法律が成立することによつて、大阪市の地盤沈下防止対策というものが非常に弱いものになることのないような配慮を、政府としてなされつつ、意思統一を経企庁のほうでやつていただきたい。こういうことを申し上げようとしておるのが私の趣旨なんです。

○政府委員(菅太郎君) ただいまの御要望はしかと承りまして、御趣旨に沿うようにいたしたいと思つております。とにかくこの問題につきましても、は、さき申し上げましたように、従来のいろいろないきさつがあり、かつ、多少二つの法律の体系の上の平仄の合はぬところもございまして、どうしてもこれは調整をせねばならぬ段階でございます。ことに現場に今申しましたように強い御要望もございまして、さらにその御要望も加えまして

三つのものがうまく調子が合うように事を進めていかねばならぬと考えております。から、私どもとしましてはそういう意味から、現地のほうが立法的に条例制定にあたり先走らぬようにも実はお願いしたいと考えておるのです。が、決してぐずぐずらとしていいかげんに放つておこうとは思ひません。速急に対策を立てたいと思ひますが、十分大阪府等にも連絡をとつて進めたいと思ひます。

○樺繁夫君 できればこれは地盤沈下を防止するための法律ができることを、大阪府などでもたぶん望んでおると私も思つております。ですから先走らせぬように行政指導を自治省のほうにお願いをしなければなりません。が、日々下がつておるのですから、三十五年、六年度全市域にわたつて、少ないところで十センチ、多いところは二十センチも沈下をしておる。こういう議論をしている間に下がつておるのです。だからそれをひとつ企画庁の政務次官言われますように、建設省のほうもひとつそれこそ先走りして、大阪市の条例を設定しようとする意思よりも強い規制に終つて、条例設定さえもできないようなことになることのないように、十分ひとつ御配慮をいただきたいと思つて、建設省のほうも。

○政府委員(大川光三君) ただいま樺委員から大阪の実情をお述べになつて、地下水採取の規制その他の御意見がありました。私も現実に大阪に住

通産政務次官も大體経験企画庁政務次官と同じお考えでしようか、お尋ねをいたします。

○樺繁夫君 自治省のほうから、条例制定権の範囲に属するものであつて、現行の工業用水法からいくと、地盤沈下を防止するために、地下水の過度の汲み上げを用途のいかんを問はず、強力規制を行なうことのできる条例の設定はできると解する、という自治省のお考えですか。これは建設省も経済企画庁と同様にお考えになりますか。

まっております関係もございまして、全く同感でございますので、通産省の立場としても善処をいたしたい、かように思います。

○樺葉夫君 両政務次官からの、これは政府を代表しての御答弁だと思つて本日は満足いたします。

で、自治省にお願いをしておきたいのですが、あなたのはう、一月三十一日にこういふ、大阪市などで条例設定の動きもあるし、十分かくかくのことに注意して、立案にあたつては、ひとつ注意してもらいたいということを通じておられます。「建物用地下水のみでなく工業用水、温泉その他のすべての地下水の採取を規制すること。基準に適合しない地下水の採取は、全面的に禁止すること。適用の猶予期間は、建築物用地下水については指定の日から六月程度、工業用水については工業用水の給水可能になったときから六月程度に短縮すること。」ということをお自治省の意見として出しておられますが、これをひとつ強力に推進してもらいたい、あなたのほうは、今幸いに三省とも各方面の意見を聞きながら、国会提案までひとつ調整をはかりたいという御意見のようですから、あなたのほうもこの方針でひとつ大阪市の沈下を、一日も早く沈下の防止ができるように強力な指導と発言とを望んでおきますが、いづれ機会がありますれば、大臣に直接申し上げることにいたしたいと思つておられます。

私の質問はこれで打ち切ります。

○委員長(武藤常介君) 他に御発言がなければ、本件の調査は本日はこの程度にとどめます。

議事の都合により、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十二分散会

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、産炭地域振興事業団法案

産炭地域振興事業団法案

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)
- 第三章 業務(第十九条―第二十一条)
- 第四章 財務及び会計(第二十二条―第二十九条)
- 第五章 監督(第三十条―第三十一条)
- 第六章 雑則(第三十二条―第三十四条)
- 第七章 罰則(第三十五条―第三十七条)

附則

第一章 総則

第一条 産炭地域振興事業団は、石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域における鉱工業等の計画的な発展を図るため、当該地域における鉱工業等の振興に必要な業務を行なうことを目的とする。

(法人格)

第二条 産炭地域振興事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、五億円とし、政府がその全額を出資する。

2 事業団は、必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するとき、予算に定める金額の範囲内で、事業団に出資することができる。

(登記)

第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、産炭地域振興事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

第八条 事業団に、役員として、理事一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員の任命及び任期)

第十条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員の任期は、四年とする。

4 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格事項)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

三 政党の役員

四 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

五 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員解任)

第十二条 通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第十三条 通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができいと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができいと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

(役員解任の制限)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 事業団と理事長との利益

が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員等の地位)

第十八条 事業団の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域において、当該地域の振興に必要な鉱工業等の用に供する土地を造成し、及びこれと関連を有する工作物を建設し、並びにこれらを管理し、及び譲渡すること。

二 前号に規定する地域において当該地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対し、その事業の用に供する設備の新設又は増設に必要な資金の貸付けを行なうこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 事業団は、前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号の業務及び同号に規定する地域における鉱工業等の振興に必要な調査を行なうことができる。

3 事業団は、前項に規定する業務を行なうときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務の委託)

第二十條 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第一項第二号の業務の一部を委託することができる。

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、石炭鉱業合理化事業団その他通商産業省令で定める者に對し、その業務(前条第一項第二号の業務を除く。)の一部を委託することができる。

3 前二項の規定による通商産業大臣の認可があつた場合においては、前二項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

4 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第二十一条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

ない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二條 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十三條 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十四條 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十五條 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した

損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び産炭地域振興債券)

第二十六條 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は産炭地域振興債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一

条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(余裕金の運用)

第二十七條 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行への預金又は郵便貯金

四 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第二十八條 事業団はその役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第二十九條 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十條 事業団は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に

関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十一条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは受託金融機関に対し、業務の状況に

関し報告をさせ、又はその職員に事業団若しくは受託金融機関の事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十二条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十三条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四條第二項、第十九條第三項、第二十二條第一項若しくは第二十三條又は第二十六條第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二 第二十一條第二項又は第二十九條の通商産業省令を定めようとするとき。

三 第二十四條第一項又は第二十八條の承認をしようとするとき。

四 第二十七條第一号の規定による指定をしようとするとき。

第三十七條 第六條の規定に違反して産炭地域振興事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

(他の法令の準用)

第三十四條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第三十五條 第三十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十六條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九條第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十七條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十條第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第三十七條 第六條の規定に違反して産炭地域振興事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二條 通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名されれば理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三條 通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 事業団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六條 この法律の施行の際現に産炭地域振興事業団という名称を用いてゐる者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は適用しない。

第七條 事業団の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十三年三月三十一日に終わるものとする。

第八條 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十三條中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第九條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「石炭鉱業合理化事業団」の下に、「産炭地域振興事業団」を、「石炭鉱業合理化臨時措置法」の下に、「産炭地域振興事業団法」を加え、同条第十八号中「労働福祉事業団」の下に、「産炭地域振興事業団」を加え、同条第二十五号の次に次に一号を加える。

二十五ノ二 産炭地域振興事業団が産炭地域振興事業団法第十九條第一項第一号ノ業務ノ施行ノ為必要ナル土地ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

第十條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号の十二の次に次の

一号を加える。

六ノ十二ノ二 産炭地域振興事業団ノ発スル証書、帳簿(所得税法の一部改正)

第十一條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「石炭鉱業合理化事業団」の下に、「産炭地域振興事業団」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十二條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「雇用促進事業団」の下に、「産炭地域振興事業団」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中「雇用促進事業団」の下に、「産炭地域振興事業団」を加える。

(行政管理局設置法の一部改正)

第十四條 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「労働福祉事業団」の下に、「産炭地域振興事業団」を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十五條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「雇用促進事業団」の下に、「産炭地域振興事業団」を加える。

昭和三十七年二月二十七日印刷

昭和三十七年二月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局